

## 福祉用具購入費の支給・申請について

排せつや入浴など、貸与になじまない福祉用具の購入費を支給する制度です。年度ごとに10万円を上限に、購入費のうち、自己負担割合(1割、2割、3割のいずれか)を除いた購入費の9割、もしくは8割、7割を支給します。

### 1. 特定福祉用具の種目(平成11年3月31日厚生労働省告示第94号)

- ・腰掛便座
- ・入浴補助用具
- ・自動排泄処理装置の交換可能部品
- ・簡易浴槽
- ・移動用リフトのつり具部分

### 2. 対象要件

次の要件をすべて満たす場合に支給申請をすることができます。

- (1) 介護保険法の規定による指定を受けた事業者から購入すること。
- (2) 購入日(領収日)時点で要介護または要支援の認定を受けていること。  
※認定申請の結果、非該当(自立)の方は対象外となります
- (3) 在宅で生活されていること(入院中・入所中・外泊中は不可)。

### 3. 支給限度基準額

要介護状態区分に関わらず、支給限度基準額は同一年度で10万円です。支給限度基準額を判断する基準日は、購入日(領収日)です。

福祉用具購入費が支給されると、それ以後の同一種目の福祉用具購入については、原則、支給の対象外となります。ただし、例外として1度購入した同一種目の福祉用具であっても、支給限度基準額の範囲内において、再度、福祉用具購入費が支給される場合があります。詳細は、以下のとおりです。

<既に購入した福祉用具が破損し使用継続が困難な場合(汚損も含む)>

- ※ただし、身体状況や使用環境を踏まえての通常使用・年数経過の範囲内の破損・汚損に限る

<その他特別な事情がある場合(例)>

- ・被保険者の介護の必要の程度が著しく高くなった場合。
- ・利用者の身体・介護状況の変化に伴い、用具の性能や形状で支障が生じた場合。

#### 4. 支払い方法

支払い方法には、「償還払い」と「受領委任払い」の2種類があります。

##### (1) 償還払い

被保険者がいったん購入費用全額を福祉用具販売事業者支払い、保険給付対象分(9割または8割、7割)の金額が後日、市から被保険者へ給付されます。振込先口座は、原則として、被保険者の口座のみ対象となります。

##### (2) 受領委任払い

購入費用のうち、被保険者は自己負担割合分(1割または2割、3割)のみ福祉用具販売事業者支払い、残りの9割または8割、7割分については、市が直接福祉用具販売事業者支払いします。

受領委任払い方式を利用できる対象者は、①生活保護を受給していない、②介護保険料を滞納されていない、③給付制限を受けていない方のみです。

#### 5. 申請から支払いまでの流れ

ケアマネジャーに相談



福祉用具購入後、支給申請



審査

※ 疑義が生じた場合、福祉用具販売事業所やケアマネジャー等への聞き取りや現地調査を行う場合があります。



支給決定・支払処理



支給決定通知発送

※ 領収日から2年を経過すると、時効により申請できなくなります。

#### 6. 提出書類と留意点

##### ①介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費支給申請書

- ・被保険者本人が死亡した場合、生前に購入した福祉用具について申請することは可能ですが、申請者本人名義での申請はできません。相続人代表者に申請していただくことになります。
- ・償還払いの場合、給付費の支給口座は被保険者本人の口座にしてください。

##### ②領収書(原本)

- ・原本および写しを持参された場合は、確認の上、原本をお返しします。

##### ③「福祉用具サービス計画書」(本人同意印のあるもの)の写し

##### ④福祉用具のパンフレット(カタログ)の写し

- ・すのこ等、オーダーメイドの場合は、見積書・設置後の写真を添付

##### ⑤(個人番号利用事務のため)本人と提出代行者の本人確認書類(原本提示)

- ※ 本人確認の場合は、「福祉用具購入費支給申請に関する手続きの一切」を委任する旨記載した委任状でも可